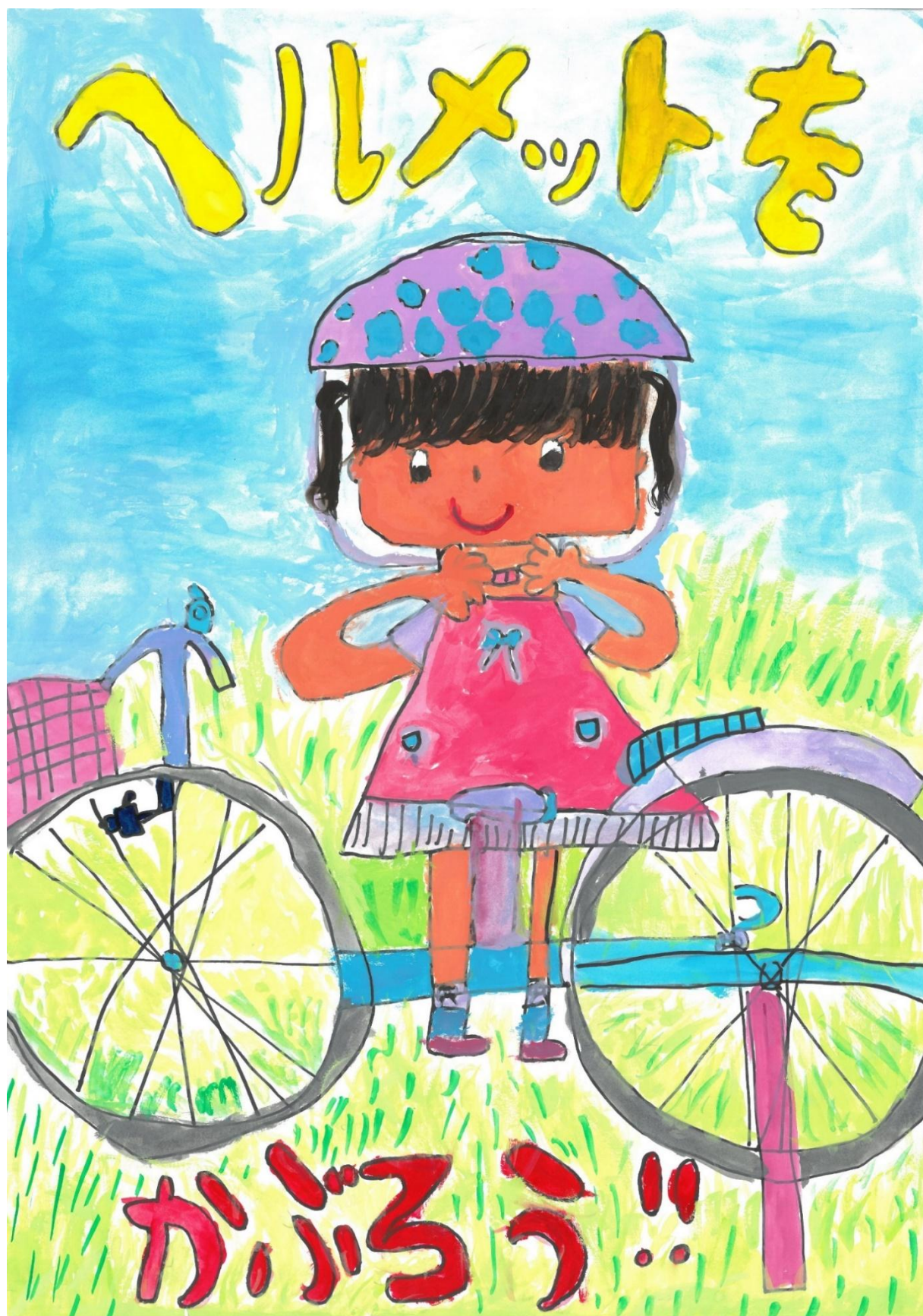


令和  
8年度

# 自転車の安全利用推進期間

令和8年5月1日(金)～5月31日(日)

「ヘルメット かぶって安全 いきます！」



## 推進重点

- ① 歩行者等に配慮した安全利用と全ての自転車利用者によるヘルメットの着用促進
- ② 飲酒運転、携帯電話使用、信号無視、指定場所一時不停止等の危険な行為の禁止
- ③ 自転車損害賠償責任保険等への加入促進

令和7年度岩手県交通安全ポスターコンクール 小学校低学年の部入賞 金ヶ崎町立西小学校3年(入賞当時) 高橋 美琴さんの作品



岩手県交通安全対策協議会

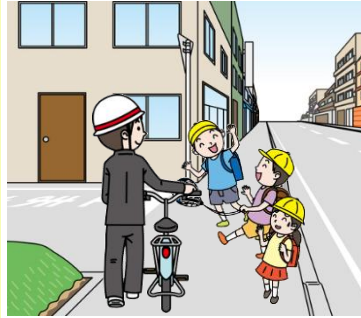
● 推進期間の趣旨

交通反則通告制度の導入を踏まえ、小学生、中学生、高校生、成人といった各年代の自転車利用の安全意識の高揚・交通ルールの周知を図る。また、全ての自転車利用者によるヘルメットの着用や適切な点検・整備、自転車損害賠償責任保険等への加入など自転車の安全利用の推進を図る。

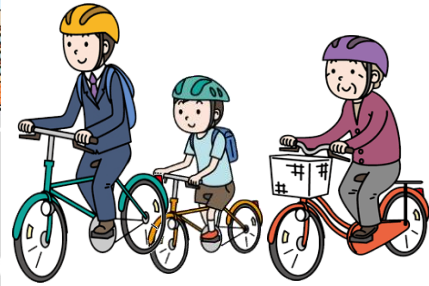
① 歩行者等に配慮した安全利用と全ての自転車利用者によるヘルメットの着用促進

自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



歩道は例外。歩行者を優先



全ての自転車利用者に対してヘルメットの着用が努力義務となっています

② 飲酒運転、携帯電話使用、信号無視、指定場所一時不停止等の危険な行為の禁止

③ 自転車損害賠償責任保険等への加入促進

自転車利用者は加害者となる事故に備え、自身と相手を守るための自転車賠償責任保険等への加入に努めましょう。

令和8年4月から

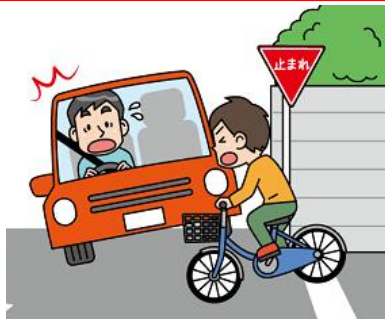
自転車の交通違反に青切符(交通違反通告制度)が導入されました

自転車の青切符の対象は16歳以上の自転車運転手です。自転車利用時の交通ルールについて運転者はよく理解し、家庭や職場、学校でも自転車の安全な運転利用の仕方について話し合しましょう。

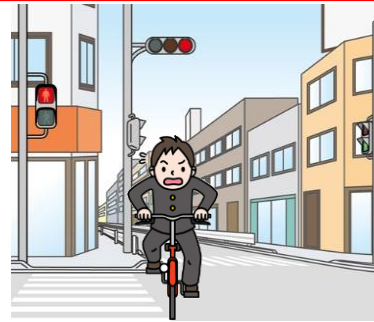
▼ 反則金の対象となる違反行為は約100種類以上！下のイラストは一例です▼  
△ 飲酒運転などの重大な違反や事故を起こしたときは刑事手続き（赤切符）になります△



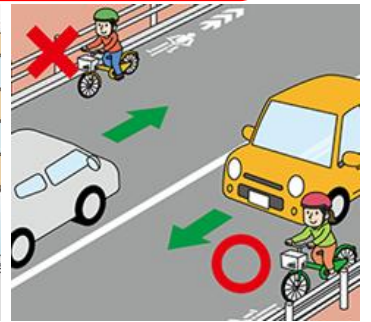
携帯電話使用等(保持)  
反則金12,000円



指定場所一時不停止等  
反則金5,000円



信号無視  
反則金6,000円(点減5,000円)



通行区分(右側通行)  
反則金6,000円



通行区分(歩道通行)  
反則金6,000円



傘さし運転(公安委員会遵守事項違)  
反則金5,000円



無灯火  
反則金5,000円



並進禁止違反  
反則金3,000円